

鳥取県育英奨学資金（高校等・国内大学等）

貸与予定者に決定したみなさまへ

- ◇これは、鳥取県教育委員会（以下「県教委」という。）の奨学資金の貸与を受ける方に読んでいただくために作成した資料です。
- ◇鳥取県育英奨学資金の財源は、鳥取県の公金のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学生のみなさまからの返還金により、まかなわれています。
- ◇入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることのないよう、学業に励んでください。
- ◇在学中に、休学や退学した場合、住所変更があった場合などは、届出が必要となります。
- ◇不明なこと、不安なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください。
- ◇「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」（国外大学）を利用する方への説明資料は別に作成していますので、そちらをご覧ください。
- ◇県教委は、みなさんが在学中に教養を深め、卒業後、それぞれの世界で活躍し、社会に貢献していく未来を応援しています。



令和 7 年 11 月

鳥取県教育委員会事務局

人権教育課 育英奨学室

電話 0857-29-7145

電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

< 目 次 >

貸与申請から返還までの流れ	1
1 鳥取県育英奨学資金（高校等、国内大学等）と他の奨学金との併給	2
2 奨学金の貸与	3
3 その他、手続きが必要なとき	5
4 よくある質問	5
◎様式集（貸与でよく使用するもののみ）	
○鳥取県育英奨学生異動届	8
○転学奨学資金継続申請書	9
○鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届	10
○鳥取県育英奨学資金辞退届	11
○振込口座等 登録（変更）申請書	12
◎鳥取県育英奨学資金貸与規則	13

貸与申請から返還までの流れ

<入学前>

- 1 本人からの貸与申請
- 2 選考委員会における審査
- 3 採用の決定
- 4 決定通知の受け取り

奨学金の申請をしてから貸与が決まり、そして返還が終了するまでの主な流れです。



<入学後>

- 5 入学したことが確認できる書類、口座振込依頼書等の提出
県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日までに以下の書類を提出してください。

区分	学校種	提出資料
高等学校	県内高校	提出書類はありません（高校から県教委へ報告されます）
	県外高校	○鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書 ○在学証明書
大学等	大学等	○鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書 ○振込口座等登録（変更）申請書 ○大学等の在学証明書

- 6 奨学資金の交付
（原則毎月 10 日頃、ただし 4,5 月分は 5 月に、2,3 月分は 2 月にまとめて振込）

<翌年度以降>

- 7 在学していることがわかる書類等の提出（年に一度確認します）
県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日までに以下の書類を提出してください。

区分	学校種	提出資料
高等学校	県内高校	提出書類はありません（高校から県教委へ報告されます）
	県外高校	○連絡先調書 ○4 月 1 日以降の在学証明書
大学等	大学等	○連絡先調書 ○学校へ通っていたことがわかる書類（休学等をしていないことがわかるもの） ＜例＞ ・成績証明書 ・休学などについて記載された在学証明書（休学がない場合はそれを記載されたもの）

- 8 貸与終了（卒業・退学）
- 9 借用証書の提出（県教委から依頼文書をお届けするので、指定期日まで提出してください。）

<返還開始> （返還については、貸与終了時に、手続きや返還方法などについてご案内します）

- 10 返還開始（返還の開始については、県教委から通知文書をお届けします）
- 11 返還終了



<返還終了> （おつかれさまでした）

1 鳥取県育英奨学資金（高校等、国内大学等）と他の奨学金との併給

（１）併給できるもの

- ① 高校生等奨学給付金（鳥取県教育委員会人権教育課）
- ② 貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限るもの
 - ・ (独)日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金(無利子)
 - ・ (財)あしなが育英会奨学金
 - ・ (財)交通遺児育英会奨学金
 - ・ 生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
- ③ 併給にあたり、特に制限のないもの
 - ・ (独)日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金及び第二種奨学金(有利子)
 - ・ (株)日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、国の教育ローン)
 - ・ 各金融機関の教育ローン

（２）併給できないもの

※併願は可能ですが、両方採用となった場合、どちらかを辞退する必要があります。

- ① 鳥取県が実施する奨学金
 - ・ 看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・ 医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・ 臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・ 理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・ 母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子ども家庭部）
- ② 長谷育英会奨学金(長谷育英奨学会)
- ③ 保育士修学資金（鳥取県社会福祉協議会）
- ④ 貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合
 - ・ (独)日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金(無利子)
 - ・ (財)あしなが育英会奨学金
 - ・ (財)交通遺児育英会奨学金
 - ・ 生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）



上記以外にも、いろいろな奨学金制度があります。
それぞれの要件等で、鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、
認められないものがありますので、御相談ください。

2 奨学金の貸与

(1) 貸与期間

- 貸与期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から、高等学校等又は大学等の正規の修業年限です。
- 留年や、大学院などに進学する場合で、修業年限が延長となる場合でも、貸出時の修業年限を上限とします。
- ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認めるときは、1年を超えない範囲での延長が可能となる場合がありますので、その場合はご相談ください。

(2) 貸与月額

区 分			金 額
高 等 学 校 等 奨 学 資 金	自宅から通学している場合	国立又は公立	月額 18,000円
		私立	月額 30,000円
	自宅以外から通学している場合	国立又は公立	月額 23,000円
		私立	月額 35,000円
大 学 等 奨 学 資 金	国内の大学に在学する場合	国立又は公立	月額 45,000円
		私立	月額 54,000円

(3) 奨学金の交付

- 奨学金は、原則として毎月10日頃に、(2)の金額をご指定の口座に振り込みます。
- ただし、4,5月分は5月に、2,3月分は2月にまとめて振り込みます。
- 県教委や金融機関から、振込の通知はありませんので、通帳などで必ず確認をしてください。
- 振込まれる際の通帳印字名は、「トットリケンジンケンキヨ」です。(鳥取県人権教育課)

<振込が確認できない場合>

- 振込不能であった場合、県から連絡を差し上げます。
- 「記帳したけれど振込が確認できない」というときには、以下のことが考えられます。
 - ・振込時間が午後になることもあるので、夕方に記帳してみてください。
 - ・長期間記帳がない場合は、未記入分の合計額がまとめて記載されることがありますので、まずは金融機関にお問い合わせください。
 - ・上記確認をし、さらに翌日になっても振込の確認できない場合、県教委へご連絡ください。

(4) 県育英奨学金の貸与中に、併用できない他の奨学金の受給が決まったとき

併用できない他の奨学金の受給が決まったときは、どちらかを辞退する必要があります。鳥取県育英奨学資金を辞退する場合は、「鳥取県育英奨学資金辞退届」を提出してください。その場合、二つの奨学金を重複して受給する月が発生するときは、既に貸与した本県の奨学金を返済していただく必要があります。

（５）退学や休学をしたとき

① 退学をしたとき

退学をしたときは、在学の最終月の貸与を最後に、貸与を取りやめます。

② 休学をしたとき

休学期間中は、奨学金の貸与を休止します。

③ 手続き

上記①及び②が確定した時点で、必ず「鳥取県育英奨学生異動届」を県教委に提出してください。
休学の場合は、復学するときに「鳥取県育英奨学生異動届」を提出していただくことで、貸与を再開します。

④ 退学後、又は休学中に奨学金を受け取ったら

退学後、又は休学中に奨学金を受け取った場合、「奨学金の過払い」となり、返還していただくこととなりますので、必ず③により、事前に手続きをお願いします。

（６）生計を一にする者が、県外に住所を移したとき（住民票の移動）

鳥取県育英奨学資金の貸与要件に「県内の住所を有する者と生計を同じくしていること」と定められており、生計を一にする（同じくする）者が県外に住所を移した場合、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができなくなりますので、必ずご連絡ください。

ただし、一時的な移動である等様々なケースがありますので、まずはご相談ください（継続して貸与可能な場合もあります。）

生計を同じくしている父母全員が県内に住所を有しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

3 その他、手続きが必要なとき

(1) 氏名・住所を変更したとき

「鳥取県育英奨学生異動届」を提出してください。

(2) 連帯保証人、保証人を変更するとき

「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

※各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載していますので、ご使用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

4 よくある質問

(1) 連帯保証人と保証人の違いがわかりません。

奨学金の連帯保証人と保証人の主な違いは、返済責任の範囲です。

奨学金の返済は、原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

一方、保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わり返済する責任があります。

法的に説明すると、連帯保証人には「求償権」のみが認められる一方で、保証人は「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」、「求償権」が認められています。

催告の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、「まずは債務者（奨学生）に請求してください」等と主張し、これを拒むことができる権利

検索の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、本人に財産があることや強制執行が可能であることを証明し、自分への請求を拒む権利

分別の利益：保証人が複数いた際に、1 人が借金全額を返済するのではなく、保証人の数で分割して返済する権利

求 償 権：債務者に代わり弁済した場合、その分を債務者に対して請求できる権利

知っておこう！



(2) 連帯保証人や保証人を頼める人がいません

連帯保証人及び保証人がなければ、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができません。どなたかに必ずお願いをしていただきますよう、お願いします。

また、やむを得ず連帯保証人又は保証人の変更が必要となった場合は、必ず「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

(3) 連帯保証人や保証人になれる条件は？

鳥取県育英奨学資金の借入れには、連帯保証人と保証人がそれぞれ 1 名必要です。

年齢や所得額による制限はありませんが、収入のまったくない方を保証人として立てるのはご遠慮いただいています。

- ① 連帯保証人：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）
- ② 保 証 人：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方

＜保証人について、よくある質問＞

○「生計を一にする」とは？

国税庁の定義によると、「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にすることです。ただし、別居していても「生計を一にする」に該当する場合や、同居していても「生計を一にする」には該当しない場合もあります。

例えば、二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、それを証明する書類（光熱水費等の同月の請求・領収書等）を提出していただくことで認められる場合もありますので、迷う場合、まずはご連絡ください。

○祖父母でも保証人をお願いできますか？

年齢制限を設けていませんが、保証人は、奨学生の卒業後、約 20 年間の返還の保証をお願いするので、なるべく 65 歳以下の方をお願いをします。

(4) 奨学金の振込口座を変更したい

まずはご連絡ください。

その後、「振込口座等登録（変更）申請書」と、「店番」「口座番号」及び「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳の写しを提出してください。

(5) 留学することとなった

学校を休学して留学などする場合は、奨学金貸与を休止しますので、「鳥取県育英奨学生異動届」の提出をお願いします。復学後、同じ用紙で復学の手続きをしていただくことで、貸与を再開します。

ただし、学校の教育課程で、休学することなく留学する場合などは、そのまま貸与を受けることが可能です。

(6) 高校を転学しても、奨学金の貸与は続けられますか？

「高等学校等奨学資金」の対象の学校であれば、引き続き奨学金の貸与は可能です。まずはご相談いただき、「転学奨学資金継続申請書」を提出してください。

(7) 現在通っている大学を退学し、他の大学に入学しなおしましたが、奨学金の貸与は続けられますか？

新しい大学等に入学した場合、それが「大学等奨学資金」の対象となる学校であれば、引き続き奨学金の貸与を受けることが可能ですので、まずはご相談ください。

ただし、貸与期間は、はじめに貸与を受けるときに申告した修業年限を上限とします。



(6) 奨学金の貸与をやめたい

「鳥取県育英奨学資金辞退届」を提出してください。

(7) 海外の大学に進学の場合でも貸与を受けられますか？

海外の大学へ進学される方は、これとは別に、「鳥取県育英奨学生」(世界へ羽ばたく人材育成奨学金)をご利用いただくこととなります。

国内大学用の奨学金を受けている方が、国内大学を退学し、国外大学へ入学することが決まった場合、まずはご相談ください。

ご不明なこと、不安なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください

鳥取県は、みなさまの未来を応援しています！！



鳥取県教育委員会事務局
人権教育課 育英奨学室



電話 0857-29-7145
電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

様式集

- 鳥取県育英奨学生異動届
- 転学奨学資金継続申請書
- 鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届
- 鳥取県育英奨学資金辞退届
- 振込口座等登録（変更）申請書

貸与でよく使用されるもののみ添付しています

各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載
しているので、ダウンロードしてご使用ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>



鳥 取 県 育 英 奨 学 生 異 動 届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

(届出者) 奨学生番号 第 _____ 号
在学（出身）学校名 _____
奨学生氏名 _____

異 動 内 容 発 生 年 月 日			年 月 日
異 動 の 発 生 し た 者			奨学生 ・ 連帯保証人 ・ 保証人
異 動 事 由			氏名変更 ・ 住所変更 ・ 休学 ・ 復学 ・ 退学
異 動 内 容	新	フリガナ氏名	
		住 所	〒
		電 話	() -
	旧	フリガナ氏名	
		住 所	〒
		電 話	() -
	休 学	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
理 由			

転学奨学資金継続申請書

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

年 月 日から次のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与を申請します。

奨学生番号		申請者（奨学生）氏名				
—		連帯保証人氏名				
	学 校 名		課 程	学 科	学 年	
転出	立 学 校					
転入	立 学 校					
転学理由		一家転居 ・ その他（ ）				

- 注 1 申請者及び連帯保証人は、氏名を自署すること。
2 申請者は転入した学校から証明を受けること。

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称
学校長氏名

職印

鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

（届出者）奨学生番号 第 _____ 号

在学（出身）学校名 _____

奨学生氏名 _____

変更内容	☐ 連帯保証人 ☐ 保証人		
旧	氏 名		
新	氏 名 （※自署）		実印
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	続 柄	奨学生の（ ）	
	住 所	〒	
	電 話 番 号	※日中繋がる番号	
変更理由			

注 この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書添付すること。

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

住 所
本 人 氏 名

住 所
連 帯 保 証 人 氏 名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

奨 学 生 番 号	第 号
在 学 学 校 名	
奨 学 生 氏 名	
辞 退 す る 日	年 月 日
理 由	

注 本人及び連帯保証人は、氏名をそれぞれ自署すること。

振込口座等 登録（変更）申請書

変更時記入	変更内容	変更・廃止適用年月日
	氏名、住所、電話番号、口座情報の変更・廃止 その他 []	年 月 日から

[illegible]

住所	郵便番号					-							都道府県 市区町村	市区 町村	都道 府県							
	丁目 大字																					
	番地 地番																					
	方書																					
電話番号												FAX 番号										

振込口座	「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳等の写しを添付してください。 (金融機関に確認印を受けることで代えることもできます↓)															
金融機関コード				店番コード				預金種目	口座番号(7桁)							金融機関 確認印
			銀行 金庫 組合				本店・支店 出張所 代理店	1 普通								
口座名義人 (カタカナ)																

問合せ先	担当所属	連絡先
	鳥取県教育委員会 育英奨学室	０８５７－２９－７１４５